

【コラム】 学習者用デジタル教科書



新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、学習者用デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成 31 年 4 月から施行されました。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することができることとなりました。

※ここでの「学習者用デジタル教科書」とは、紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材を指します。

また、中央教育審議会の議論を踏まえ、当面の間は、紙の教科書との併用を前提とした上で、2024 年度から全国全ての小中学校等を対象に学習者用デジタル教科書を段階的に導入しています。文部科学省では、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に向け、実践事例集やガイドブック、研修動画等を策定・公表していますので、併せて御活用ください。

＜学習者用デジタル教科書＞



学習者用デジタル教科書に関する法令の概要

学校教育法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 39 号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年文部科学省令第 35 号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:
 - ①紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。
(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
2. 学習者用デジタル教科書を使用する際の基準は告示において定める。
3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

学校教育法第 34 条第2項に規定する教材の使用について定める件

(平成 30 年文部科学省告示第 237 号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:
 - ①紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。
 - ②児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
 - ③児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
 - ④採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
 - ⑤コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
 - ⑥児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。
 - ⑦学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。
2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準(1. の基準に加え):
児童又は生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。

施行日

平成 31 年4月1日(告示は令和3年文部科学省告示第 55 条により改正、令和3年4月1日施行)

引用:文部科学省 学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-100002550_01.pdf

学習者デジタル教科書に搭載されている主な機能

	①拡大表示	拡大して表示することができます。
	②書き込み・消去、保存	ペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。 書き込んだ内容を保存・表示することができます。
	③機械音声読み上げ	文章を機械音声で読み上げることができます。
	④背景色・文字色の 変更・反転	背景色・文字色を変更・反転することができます。
ちば 千葉	⑤ルビ	漢字にルビを振ることができます。

児童生徒の健康：児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック

ＩＣＴ機器の画面の見えにくさの原因やその改善方策、さらには児童生徒の姿勢に関する指導の充実など、教職員や児童生徒が授業においてＩＣＴを円滑に活用するための留意事項について、専門家の知見なども踏まえ分かりやすく掲載しています。

また、ＩＣＴ活用による児童生徒の健康面への影響等に関する配慮については、学校における取組だけでは十分ではありません。学校と家庭が適宜情報共有を図った上で、両者が連携して取り組むことが必要です。

本ガイドブックには、ＩＣＴ機器を活用した授業を実施する際のチェックリストが掲載されています。一部を紹介します。

分 類		項 目	チェック
教室の明るさ	カーテンによる映り込みの防止	通常のカーテンと太陽光を通しづらい厚手のカーテンや遮光カーテンを設置して、教室内の明るさを調整できるようにしていますか。	
		児童生徒自身が自らの判断でカーテンを開け閉めして、明るさの調整ができるように指導していますか	
	照明環境への配慮	照明を点けて電子黒板やタブレットＰＣを利用していますか。	
		状況に応じて電子黒板付近の照明を消すことで、電子黒板への光の反射を軽減していますか。	
タブレットＰＣ	姿勢に関する指導	児童生徒の姿勢がよくなるように指導していますか。	
		授業の進行に応じて、利用しない教材・教具を随時片づけるように指導していますか。	
		児童生徒の目とタブレットＰＣの画面との距離は、３０ｃｍ以上離すように指導していますか。	
	使いやすさへの配慮	３０分に１回は、２０秒以上、タブレットＰＣの画面から目を離して遠方を見るように指導していますか。	

引用し、一部加工：児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック：文部科学省

参考資料

- ・（改訂版）学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン：文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-100002550_02.pdf
- ・学習者用デジタル教科書の活用による指導力向上ガイドブック（全体版）：文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20251017-mext_kyokasyo001-000030062_001.pdf
- ・学習者用デジタル教科書実践事例集 2022年3月：文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20220427-mxt_kyokasyo02-000022288_01.pdf
- ・児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック（令和4年3月度改訂版）：文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20250418-mxt_shuukyo01-000040923_1.pdf

【コラム】アクセシビリティを活用しよう



アクセシビリティとは？

アクセシビリティという言葉は、Access(近づく、アクセスするの意味)と Ability(能力、できることの意味)からできています。「近づくことができる」「アクセスできる」という意味から派生して、「(製品やサービスを)利用できること、又はその到達度」という意味でも使われます。

アクセス		アビリティ		アクセシビリティ
Access	+	Ability	→	Accessibility
〔近づく、アクセスする〕		〔能力、～できること〕		〔利用できること〕

アクセシビリティ機能は、文字の拡大、明るさやコントラストの変更、音声出力の調整、動画等の音声を字幕として表示、音声による文字起こし、視線入力等があり、デバイスによってそれぞれ設定方法が異なります。



ウェブアクセシビリティとは？

ウェブにおけるアクセシビリティのことです。利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度を意味します。

一般的に、「ウェブアクセシビリティが確保できている」ウェブサイトは、具体的には以下のようなことが行えます。

- ・目が見えなくても情報が伝わること・操作できること。
- ・キーボードだけで操作できること。
- ・一部の色が区別できなくても得られる情報が欠けないこと。
- ・音声コンテンツや動画コンテンツで、音声が入りこなくても話している内容が分かること。

このようなウェブサイトであれば、視覚障害のある人、聴覚障害のある人、色覚特性のある人など、ウェブサイトの閲覧にお困りの症状があるかたでもウェブサイトを通じて情報を入手したり、サービスを利用できたりするようになります。

参考資料

- ・ウェブアクセシビリティとは？ 分かりやすくゼロから解説！：政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/article/202310/entry-10148.html#firstSection>
- ・情報アクセシビリティポータルサイト：総務省
<https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/>
- ・情報アクセシビリティ支援ナビ Act-navi(アクトナビ)：総務省
<https://www.actnavi.jp/>